

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年12月23日（令和7年（行情）諮問第1507号）

答申日：令和8年5月1日（令和8年度（行情）答申第100号）

事件名：陸上幕僚長指示件名一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸上幕僚長指示件名一覧 令和7年 陸上幕僚監部」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年9月5日付け防官文第20613号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) ないし(4) (略)

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(6) ないし(8) (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「陸上幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（2025年1～6月）。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和7年9月5日付け防官文第20613号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、2枚目の一部については、自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練

度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月22日 審議
- ④ 同年4月23日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、令和6年度米国における実動訓練に係る具体的な情報が記載されていると認められる。

- (1) 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
当該部分は公表されていない米国における実動訓練の実施に係る具体的な情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の教育訓練に関する情報及び日米間の相互協力の内容が明らかとなり、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならし

めるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

- (2) これを検討するに、当該部分を開示すると、非公表である自衛隊の教育訓練に係る具体的な情報が明らかとなり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇